別添資料

国税局(所)	都道府県	令和８年３月１日（日）に閉庁日対応を実施する税務署名等
札幌国税局	北海道	札幌北・札幌南・札幌西・札幌東
仙台国税局	青森県	青森
	岩手県	【盛岡】
	宮城県	仙台北・仙台中 **合同会場**（仙台北・仙台中・仙台南）
	秋田県	**合同会場**（秋田南・秋田北）
	山形県	【山形】
	福島県	【福島】
関東信越国税局	茨城県	土浦・竜ケ崎 **合同会場**（水戸・日立・太田）
	栃木県	【宇都宮】
	群馬県	【前橋】・【高崎】
	埼玉県	川越・【川口】・西川口・浦和・【大宮】・所沢・春日部・上尾・【越谷】・朝霞 **合同会場**（熊谷・行田）
	新潟県	【新潟】
	長野県	【長野】
東京国税局	千葉県	**合同会場**（千葉東・千葉南） **合同会場**（千葉西・成田） **合同会場**（市川・船橋） **合同会場**（松戸・柏）
	東京都	**合同会場**（麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・品川・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・ 向島・江東西・江東東・荏原・大森・雪谷・蒲田・王子・江戸川北・江戸川南） **合同会場**（四谷・新宿・目黒・世田谷・北沢・玉川・渋谷・中野・杉並・荻窪・豊島・板橋・練馬東・練馬西） **合同会場**（荒川・足立・西新井・葛飾） **合同会場**（立川・武蔵府中・日野） **合同会場**（八王子・町田） **合同会場**（武蔵野・東村山）
	神奈川県	**合同会場**（鶴見・横浜中・保土ケ谷・神奈川・緑） **合同会場**（横浜南・戸塚・横須賀） **合同会場**（川崎南・川崎北・川崎西） **合同会場**（平塚・鎌倉・藤沢） **合同会場**（相模原・厚木・大和）
	山梨県	甲府
金沢国税局	富山県	【富山】
	石川県	金沢
	福井県	福井
名古屋国税局	岐阜県	**合同会場**（岐阜北・岐阜南）
	静岡県	**合同会場**（静岡・清水） **合同会場**（浜松西・浜松東）
	愛知県	豊橋・岡崎・【一宮】・【半田】・【津島】・【豊田】・【小牧】 **合同会場**（千種・名古屋東・名古屋中・昭和・尾張瀬戸） **合同会場**（名古屋北・名古屋西・名古屋中村・熱田・中川） **合同会場**（刈谷・西尾）
	三重県	【津】
大阪国税局	滋賀県	**合同会場**（大津・草津）
	京都府	宇治 **合同会場**（上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見）
	大阪府	豊能・【吹田】・枚方・茨木・八尾・富田林・【門真】・東大阪 **合同会場**（大阪福島・西・港・天王寺・浪速・東成・生野・旭・城東・阿倍野・住吉・ 東住吉・西成・北・東・南） **合同会場**（西淀川・東淀川・大淀） **合同会場**（堺・泉大津） **合同会場**（岸和田・泉佐野）
	兵庫県	【姫路】・【尼崎】・明石・【伊丹】・【加古川】 **合同会場**（灘・兵庫・長田・須磨・神戸） **合同会場**（西宮・芦屋）
	奈良県	**合同会場**（奈良・葛城）
	和歌山県	和歌山
広島国税局	鳥取県	【鳥取】
	島根県	【松江】
	岡山県	**合同会場**（岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸）
	広島県	**合同会場**（広島東・広島南・広島西・広島北）
	山口県	【山口】
高松国税局	徳島県	【徳島】
	香川県	【高松】
	愛媛県	松山
	高知県	高知
福岡国税局	福岡県	香椎・【西福岡】 **合同会場**（門司・若松・小倉・八幡） **合同会場**（博多・福岡）
	佐賀県	【佐賀】
	長崎県	【長崎】
熊本国税局	熊本県	【熊本西】・熊本東
	大分県	【大分】
	宮崎県	【宮崎】
	鹿児島県	【鹿児島】
沖縄国税事務所	沖縄県	**合同会場**（那覇・北那覇）
225署		

（注１）合同会場では、（　）内の税務署管内の納税者の申告書の収受を行う。
（注２）【　】書きの税務署は、署外会場を示す。

通勤手当の非課税限度額の引上げについて

国　税　庁
令和７年 11 月

令和７年 11 月 19 日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、令和７年 11 月 20 日に施行され、令和７年４月１日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

このため、下記３のとおり、令和７年分の年末調整で対応が必要となることがあります。

１　改正後の非課税限度額

改正後の１か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分		課税されない金額	
		改正後（令和７年４月１日以後適用）	改正前
①　交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		１か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度　150,000 円）	同左
②　自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55km 以上である場合	38,700 円	31,600 円
	通勤距離が片道 45km 以上 55km 未満である場合	32,300 円	28,000 円
	通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満である場合	25,900 円	24,400 円
	通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満である場合	19,700 円	18,700 円
	通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満である場合	13,500 円	12,900 円
	通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満である場合	7,300 円	7,100 円
	通勤距離が片道２km 以上 10km 未満である場合	4,200 円	同左
	通勤距離が片道２km 未満である場合	（全額課税）	同左
③　交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		１か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度　150,000 円）	同左
④　交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		１か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度　150,000 円）	同左

２　改正後の非課税限度額の適用

改正後の非課税限度額は、令和７年４月１日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税限度額は適用されません。

⑴　令和７年３月 31 日以前に支払われた通勤手当

⑵　令和７年３月 31 日以前に支払われるべき通勤手当で同年４月１日以後に支払われるもの

⑶　⑴又は⑵の通勤手当の差額として追加支給されるもの

３　課税済みの通勤手当についての精算

⑴　改正前に既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合には、本年の年末調整の際に精算することになります。

(注) １　既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続は不要です。

２　年の中途に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

⑵　年末調整の際における精算の具体的な手続は、次のように行います。

イ　既に改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をした（課税された）通勤手当のうち、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。

ロ　「令和７年分給与所得に対する源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」といいます。）の余白に「非課税となる通勤手当」と表示して、イの計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。

ハ　また、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等①」欄には、「給料・手当等」欄の「総支給金額」の「計①」欄の金額からロの新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。

ニ　以上により、改正後の非課税限度額によって新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれることになるため、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

４　給与所得の源泉徴収票の記入

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。

(注)　年の中途に退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額」欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付します。

年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例

【設例】

自動車を使用して通勤している従業員（通勤距離が片道 50km）に、毎月、給料 300,000 円、通勤手当 30,000 円を支給している場合（各月の給与支給日：25 日）

- 令和７年１月から 10 月（改正前の非課税限度額 28,000 円を適用）
  各月の総支給金額・・・302,000 円（300,000 円（給料）＋2,000 円（課税される通勤手当））
- 令和７年 11 月及び 12 月（改正後の非課税限度額 32,300 円を適用）
  各月の総支給金額・・・300,000 円（300,000 円（給料）＋０円（課税される通勤手当））

【解説】

- 所得税法施行令の一部を改正する政令が令和７年 11 月 19 日に公布（令和７年 11 月 20 日に施行）され、令和７年４月１日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が引き上げられました（自動車などの交通用具使用で通勤距離が片道 50km の場合、非課税限度額は 28,000 円から 32,300 円に引き上げられています。）。
- 上記設例の場合、政令施行日前（令和７年 11 月 19 日まで）に既に支給された通勤手当（令和７年 10 月分まで）について、改正前の非課税限度額を適用し、各月の課税される通勤手当を 2,000 円と計算していますが、今回の改正により、令和７年４月１日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が引き上げられたことから、令和７年４月から 10 月までの７か月間に支給された通勤手当のうち、課税扱いとしていた通勤手当 14,000 円（2,000 円×７か月）は非課税となります。
- したがって、この課税扱いとしていた通勤手当 14,000 円は、「非課税となる通勤手当」として総支給金額から差し引き、年末調整で精算することになります（下記の記載例を参照。）。
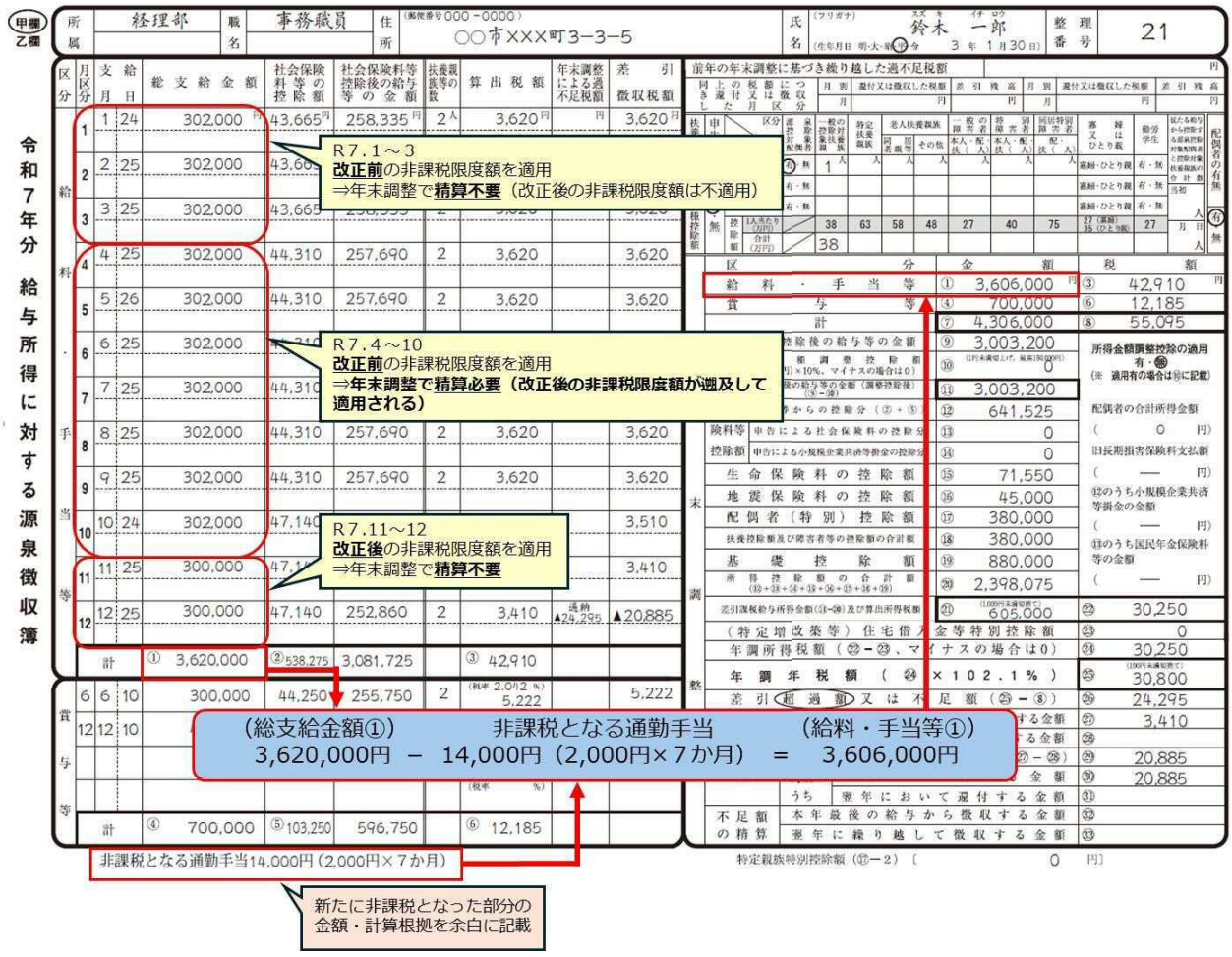
■源泉徴収簿の記載例